



【写真3】 長 如平夫妻の様子を伝える肖像画(如平没後の翌年、嗣子茂七により作製されたもの)

ものと推測できます。なお、この茂七は、養子縁組を行った当時は別府村庄屋(現糟屋郡志免町)をしており、慶應四ノ明治元(一八六八)年四月二十六日に六十八歳で没しています。

【戸原村庄屋時代】

寛政五(一七九三)年七月六日、郡奉行富永 群右衛門より父徳兵衛の役儀退役の許可を得て、三十五歳で戸原村庄屋へ就任し、戸原村庄屋を十三年間勤め、津屋村庄屋へ入庄屋(註9)となっています。この期間内に、薬師堂の堂宇再建を行うなど、村内の安定と各村との調整など、優れた手腕を発揮した様子が戸原村庄屋記録から読みとれます。(この村での出来事については、後述します。)

文化元(一八〇四)年四月十二日には、香椎宮へ奉幣使(註10)一行が下向することとなり、如平も箱崎の宿泊場所である「御旅館」への出仕を求められ、袴着用の上、前後で二十三日間も待遇出勤したと記録に留められています。

文化二(一八〇五)年、名嶋村(現福岡市東区)において、年貢の高盛りを誤魔化したとして、庄屋・組頭二名が郡牢舎(註11)に入れられる事件が発生し、庄屋が両糟屋郡・宗像郡から転居を命じられる「三郡払い」の処分が下されました。

この際、名嶋村庄屋は、往還(街道)受持ち・養育方を兼務していたため、同年九月六日より如平が年貢の検見(検査)役と養育方を兼務し、庄屋の代行として翌年の三月二十四日まで両村の面倒を見ていたようです。

【津屋村庄屋】

文化三(一八〇六)年、郡奉行天野 弥一左衛門からの呼び出し

(註9) 庄屋は世襲的に嗣子がその名跡を継ぐことが多いが、血筋が絶えたり、庄屋として力量に乏しいと判断された場合は、他の場所から庄屋を選任することがあり、これを「入庄屋」と呼ぶ。

(註10) 天皇の勅命により幣帛を神社や宮に奉獻する使者一行のこと。

(註11) 郡牢舎は、各郡で犯罪を犯したもののや一時的に嫌疑をかけられたものを収容する場所で、通常一郡に一所配置されているようである。表糟屋郡は「箱崎宿」に、裏糟屋郡は「青柳宿」にあり、奇しくも街道筋の宿場町に置かれていた。藩内全ての宿場で設置されていた。藩内不明であるが、名嶋村庄屋事件では、入牢した際に「青柳宿牢」から「箱崎宿牢」へ転換されており、興味深い事例である。

に伴茂平と役所に同伴して出所し、如平は四十八歳で津屋村庄屋へ配置換えとなり、茂平が戸原村庄屋となりました。

【箱崎村庄屋】

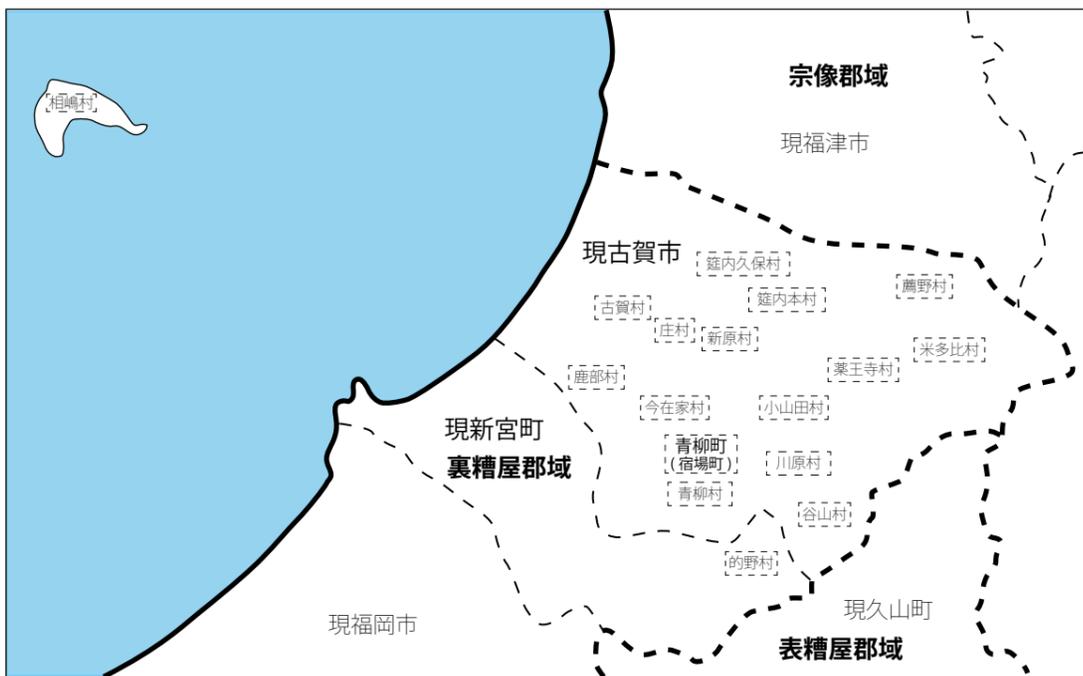
如平五十六歳の文化十一(一八一四)年、箱崎村入庄屋役へ配置換えされています。この際、郡奉行八田九内からの通達には、「この節、見込みを以て、箱崎村入庄屋役を申し付ける。街道筋の村であるので万事手堅く勤めること」とされており、唐津街道に設置されていた箱崎宿の重要性と如平への期待が表れています。(註12)

なお、新大間仕掛水路工事は、文化十二(一八一五)年に開始されていますので、工事実施の折には、戸原村に在住していなかったこととなります。

【上觸大庄屋】

一般に「戸原村大庄屋如平」として知られていますが、如平が最初に大庄屋役に抜擢されたのは、裏糟屋郡(主に現在の古賀市・糟屋郡新宮町)での「上觸大庄屋」が始まりです。五十八歳となった文化十三(一八一六)十月一日から文政二(一八一九)年まで約二年半勤めたこととなっていますが、青柳宿に引越し、宿場内にあった「郡家(註13)に出仕した」と記録に残されています。

当時の裏糟屋郡は、茂四郎が受け持つ上府觸(ほぼ現糟屋郡新宮町と福岡市東区の一部)と如平が受け持つことになった上觸(第五図参照の二觸(註14)で統括されていたようです。この上觸では、現在の古賀市を中心とする十八か村を所管したことが判っています。奉行森 武左衛門からの口達では、「見込みを以て当役申し



第5図 文化十三(1816)年の如平が管轄した裏糟屋郡上觸の状況

(註12) 箱崎村庄屋如平宛に「公儀天文方手附御領内測量之節、格別出精相勤候」と、伊能忠敬が実施した九州第二次測量の際の庄屋への指示文書と見受けられるものがある。

(註13) 「正月」とだけしか書かれていないため、年代が判明し難いが、九州へ再上陸する文化九(一八二〇)年一月のことを指していると推察される。しかし、箱崎村庄屋としての任免年と符合しないため、測量に際して、幕府の役人の接待役をした可能性があることだけを指摘しておく。

(註14) 郡家もまた、箱崎宿や青柳宿に設置されており、転勤者の出仕場所として利用されていたことが判る。また、広域に亘る協議事項や觸内での軽微な犯罪者の裁決を行っていた記録も見受けられるため、郡役所へ提出する書類案の作成や重要な審議は大庄屋・庄屋等が一堂に会する場所でもあったようである。

(註14) 「上觸」という觸名は、現在まで知られておらず、初掲出だと考えられる。

## 四. 新大間池仕掛水路の開鑿かいさく

### 〔若杉山導水事業計画と駕輿丁池水取定法〕

表糟屋郡の人々にとって駕輿丁池を満水にすることは、生活を安定させる上でも命題だったと思われれます。

一般に如平・久明が活躍した新大間池仕掛水路(若杉山北側水系)により駕輿丁池が満水するようになったとされていますが、如平たちがこの工事を行う以前にも人々は違う方策で駕輿丁池を満たすことを考えたようです。

如平が戸原村庄屋に在職していた寛政十二(一八〇〇)年の春、若杉山の北側にある「米ノ山」の谷間に流れる水を取水するため、新たに溝を掘削して南側に迂回させることに成功したと『駕輿丁堤仕掛溝若杉抱米ノ山本谷水取定法書上帳』(通称、駕輿丁堤水取定法)という史料に記録され、現在把握されているだけでも四つの村の庄屋文書として後世まで伝えられています。工事の竣工年は判りませんが、これだけの大規模工事のため、実際には完成の数年前から手掛けていたものと考えられます。

竣工後に当時の郡奉行嶋井仁右衛門の許可を受け、次の約束事が定められたようです。

〔溝の長さ〕(註32)

#### ● 若杉山本谷より綾杉ノ瀧まで

新溝長 九九三間二尺八寸 (二八〇五・八m)

幅 二尺五寸 (七十五cm)

#### ● 千石岩より古ノ浦池まで

新溝長 千七百八十八間一尺 (三二五〇・八m)

幅 四尺 (一一二m)

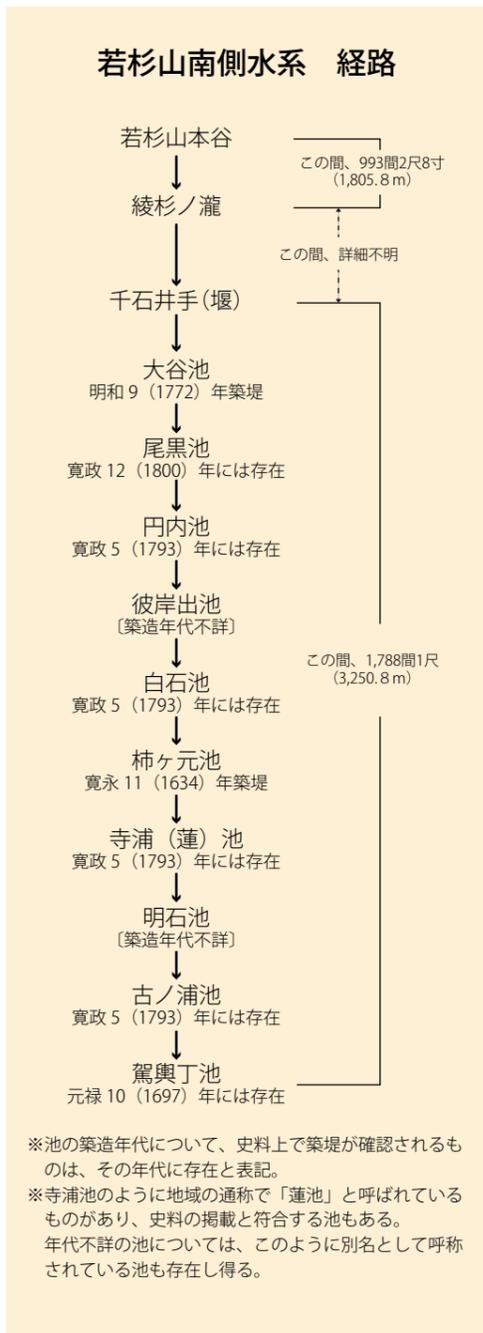
としていますので、記載されていない部分や旧来の溝の掘り直しも含め、約六km程の溝を掘削したのではないかと推測されます。

なお、千石岩より古ノ浦池までの間には、既に溝が通っていたようですが、「浚方甚だ怠りに相成り、自ずと崩れ埋まり、溝形計り御座候」とありますので、本来の溝としての機能を余り果たしていない状況であったことが窺えます。

この溝の開通を契機として同年五月に若杉村・須恵村・植木村・本合村・酒殿村・上仲原村・仲原村・原町村・堅町分・箱崎村・

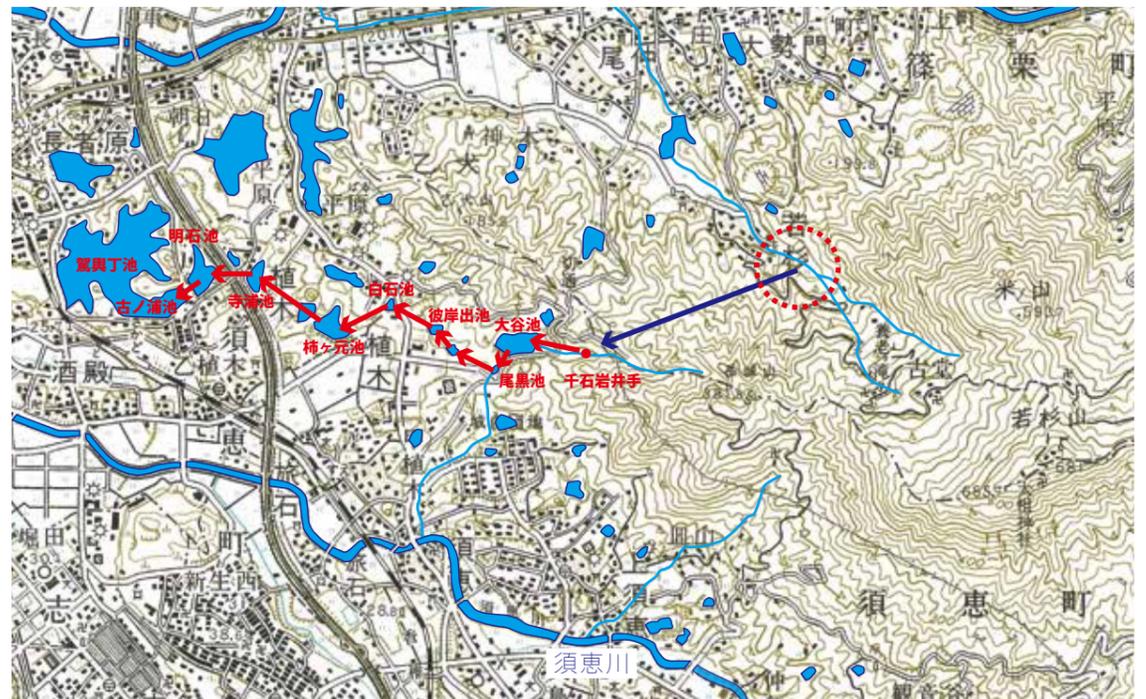


【写真12】柿ヶ元池から若杉山・米ノ山を望む



【第14図】若杉山南側水系で繋がれた池

※池の築造年代について、史料上で築堤が確認されるものは、その年代に存在と表記。  
 ※寺浦池のように地域の通称で「蓮池」と呼ばれているものがあり、史料の掲載と符合する池もある。年代不詳の池については、このように別名として呼称されている池も存在し得る。



【第13図】米ノ山から若杉山南側水系への導水ルート(平成4年版粕屋町管内図/粕屋町役場地図に加筆)

〔註32〕綾杉ノ瀧から千石岩までの道程が記されていない。綾杉ノ瀧の所在が判然としないが、少なくとも後1km程は加味しなければならぬと思われる。なお、史料上では、この場所に「印石」を建立したことになるが、現存するかは不明。

宗徳分・開山堂・出作分・御社領分・津屋村・多々良村・柚須村・阿恵村の十六庄屋(註33)が連名して定法(取り決め)を交わしました。

〔取り決め内容〕

- 一、池水の水取時期や排水、大雨時の対処方法を定めたこと。
- 二、堤溝番(管理者)には、上仲原村八次・上須恵村源内・若杉村孫三次と決め、惣見ケメ(総管理者)に酒殿村利吉を充て、管理強化を定めたこと。
- 三、定規石四尺(約一・二m)を設置(註34)して、この幅を維持するように一月・八月の年二回、溝浚い(溝の掃除や管理)の担当する区域を定めたこと。

このように水源となる村や下流域に属していた村々が連帯して水利の確保に当たったことが判ります。

〔註33〕この取り決めの中では、宗徳分・開山堂・出作分村庄屋と御社領分庄屋も加入しており、実際の村数とは異なる。

〔註34〕この定規石は現在の水路部分では確認できていない。